

## クーリング・オフできる取引と期間（特定商取引法関係）

	販売方法	クーリング・オフ期間
訪問販売	家庭訪問・キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法ほか、営業所以外での契約	8日
電話勧誘販売	業者の電話勧誘によって申込をした契約	8日
連鎖販売取引（マルチ商法）	友人等に商品を紹介販売し儲ける目的とする商品購入等の契約（店舗での契約を含む。）	20日
特定継続的役務提供	外国語教室・エステ・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの契約（店舗での契約を含む。）	8日
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）	提供される仕事で収入を得るためにした商品購入等の契約（店舗での契約を含む。）	20日



事業者が事実と違うことを告げたり威迫したことにより、消費者が誤認・困惑してクーリング・オフしなかった場合には、上記期間を過ぎてもクーリング・オフできます。また、クーリング・オフできなくても業者と交渉できる場合があります。あきらめず、できるだけ早く居住地の消費生活センター・相談窓口（ないときは、市町村の消費者行政担当課）に相談しましょう。

### 消費生活センター・相談窓口

福岡県消費生活センター ☎092-632-0999

（受付時間 月～金 9:00～16:30 日（電話相談のみ）10:00～16:00）  
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1F  
ホームページ <http://shouhiseikatsu.pref.fukuoka.lg.jp>

北九州市立消費生活センター	☎093-861-0999
福岡市消費生活センター	☎092-781-0999
大牟田市消費生活相談窓口	☎0944-41-2623
久留米市消費生活センター	☎0942-30-7700
飯塚市消費生活センター	☎0948-22-0857
朝倉市消費生活センター	☎0946-52-1128
筑後市消費生活相談窓口	☎0942-53-4111
行橋市消費生活センター	☎0930-23-0999
中間市消費生活相談窓口	☎093-246-5110
小郡市消費生活相談室	☎0942-72-2111
筑紫野市消費生活センター	☎092-923-1111
春日市消費生活センター	☎092-584-1155
大野城市消費生活センター	☎092-580-1968
宗像市消費生活センター	☎0940-33-5454
糸島市消費生活センター	☎092-332-2098
遠賀町消費生活相談窓口	☎093-293-1234

この啓発資料についてのお問い合わせは・・・  
福岡県消費生活センター啓発担当 ☎092-632-1600



## くらしのサポーター

# ～やってみよう！ クーリング・オフ編～



# 契約して、よく考え「しまった!!」と思ったら… クーリング・オフ

契約してしまっても、一定期間内であれば違約金などを払わずに消費者が一方的に契約を解除できる制度です。  
(詳しくは裏面「クーリング・オフできる取引と期間」をご覧ください。)

## クーリング・オフの チェックポイント

### 営業のための契約ではない

消費者保護のための制度なので、購入者が営業のために契約したときは適用されません。

**YES**  
契約場所が事業所以外の場所である。  
キャッチセールス・アポイントメントセールス・催眠商法の場合は店舗(事業所)でも大丈夫!

### YES

### 契約価格に条件があります。

現金取引の場合、契約総額が3000円以上であること。後払いなら、その制限はありません。

条件にあっている

### YES

### 契約書面交付から8日以内です。

契約の種類によっては、「20日以内」の場合もあります。詳しくは、裏面「クーリング・オフできる取引と期間」を。

YES

### 契約した商品、サービスは何ですか?

- ・キャッチセールスで行われる飲食店の契約や、自動車販売、自動車リース、電気やガスの供給などについては、クーリング・オフの適用はありません。
- ・健康食品、化粧品など政令指定消耗品の場合、未使用であることが必要です。  
ただし、書面に「使用するとクーリング・オフできなくなる」という記載が無い場合や、業者に試しに使うように言われて使用した場合は、使用・開封した後もクーリング・オフが可能です。

左の条件に合わないときは、残念ですがクーリング・オフできません。でも、あきらめず、居住地の消費生活センター・相談窓口にご相談を!(裏面を参考にしてください。)

経済産業省「消費生活安心ガイド」 <http://www.no-trouble.jp/#1233143716563>

YES

## やってみましょう!クーリング・オフ!!

クーリング・オフ制度とは…

訪問販売のような、不意打ち的な取引や複雑で危険な取引など、特定の取引に限って、契約締結後も一定期間、消費者に熟慮する余裕を与え、その期間内であれば一方的に契約を解消することができる制度です。

## クーリング・オフ書面を ハガキで書いてみよう!

支払済の金額がある場合の書き方です。

ハガキ裏

### 契約解除通知

契約年月日 平成 ○年 ○月 ○日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○円

販売会社名 株式会社○○○ ○○支店  
担当者 ○○氏

上記日付の契約は解除します。なお、支払済の○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

平成 ○年 ○月 ○日

住所 ○○県○○市○○町○○-○○

氏名 ○○○○

契約書面を見て、もれがないように書きましょう。

契約金額は、消費税や分割手数料(分割払いの場合)を含む、総額を記入します。

ハガキ表  
(販売店用)

ハガキ表  
(信販会社用)

切手を貼る

簡易書留

株式会社○○○ 代表職名・氏名

○○県○○市○○町○○-○○

クレジット契約をした場合は、販売会社あての通知と同じ内容のハガキを信販会社にも出します。

切手を貼る

簡易書留

株式会社△△△信販 代表職名・氏名

○○県○○市○○町○○-○○

- ・はがきは、表・裏両面をコピーし、保管します。
- ・簡易書留や特定記録郵便など、相手方にこの通知が確実に届いたことが証明できる郵送方法で送ります。
- ・クレジット契約をしている場合は、信販会社と販売会社へ同時に通知します。